

## ○志賀町子どもの医療費助成条例

令和2年12月15日

条例第32号

志賀町乳幼児・児童医療費助成に関する条例（平成17年志賀町条例第119号）の全部を改正する。

（目的）

第1条 この条例は、子どもの医療費の一部をその保護者に助成することにより、疾病の早期発見と治療を促進し、もって子どもの保健の向上と福祉の増進を図ることを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 子ども 出生の日から18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者をいう。
- (2) 保護者 子どもの親権者、未成年後見人その他の者で子どもを現に監護する者をいう。
- (3) 医療保険各法 次に掲げる法律をいう。
  - ア 健康保険法（大正11年法律第70号）
  - イ 船員保険法（昭和14年法律第73号）
  - ウ 私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号）
  - エ 国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）
  - オ 国民健康保険法（昭和33年法律第192号）
  - カ 地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）
- (4) 医療費 子どもの疾病又は負傷について医療保険各法の規定する療養に要する費用をいう。
- (5) 一部負担金 医療保険各法の規定により保険給付を受ける者が負担すべき額をいう。

（助成対象者）

第3条 この条例に定める医療費の助成の対象となる者（以下「助成対象者」という。）

は、子どもの保護者であって、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 子どもが本町に住所を有する者
- (2) 子どもが医療保険各法に定める被保険者及び被扶養者である者
- (3) 子どもが生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護を受けていない者

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる者は、助成対象者とする。

- (1) 本町に住所を有する保護者（前項第2号及び第3号に該当する者に限る。）であって、監護する子どもが就学のために他の市区町村に転出し、当該市区町村における医療費助成制度の対象とならない者
- (2) その他町長が助成の対象に該当すると認めた者  
（医療費の助成）

第4条 町長は、助成対象者の子どもが保険医療機関等において医療を受け、医療保険各法に規定する療養の給付、保険外併用療養費、療養費、家族療養費及び高額療養費の支給が行われた場合において、当該医療に要する費用のうち、一部負担金を助成するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、法令等の規定による国又は地方公共団体による給付を受けることができる場合は、その給付の限度において助成を行わない。

（受給資格者証の交付）

第5条 助成対象者は、医療費の助成を受けようとするときは、規則で定めるところにより町長に申請し、その資格を証する子どもの医療費受給資格者証（以下「受給資格者証」という。）の交付を受けなければならない。

2 前項の受給資格者証の交付を受けた保護者（以下「受給資格者」という。）は、保険医療機関等において当該子どもが医療を受けるときは、受給資格者証を提示しなければならない。

（助成の方法）

第6条 町長は、第4条の規定による助成を行う場合は、保険医療機関等の請求に基づき、受給資格者に助成すべき額を当該保険医療機関等に支払うものとする。

2 前項の規定による支払があったときは、受給資格者に対し、医療費の助成を行ったものとみなす。

3 町長は、前2項の規定にかかわらず、受給資格者が対象となる子どもの医療費に

係る一部負担金を支払った場合は、受給資格者の申請に基づいて助成するものとする。

- 4 前項の申請は、当該医療費を支払った日から起算して1年に達した日の属する月の末日までに行わなければならない。

(助成金の返還等)

第7条 町長は、偽りその他不正の行為により第4条に定める助成を受けた者があるときは、その者から当該助成を受けた額の全部又は一部を返還させることができる。

- 2 第三者の行為によって生じた疾病又は負傷に係る医療費について、この条例による助成を受けた者が当該第三者その他の者から当該疾病又は負傷に係る損害賠償を受けたときは、町長は、その額の限度において、医療費の助成を行わず、又は助成した医療費を返還させることができる。

(委任)

第8条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の志賀町子どもの医療費助成条例の規定は、令和3年4月1日以降の保険診療に係る医療費について適用し、同日前の保険診療に係る医療費については、なお従前の例による。

(準備行為)

- 3 この条例による改正後の規定に係る手続き及びその他条例を施行するために必要な準備行為は、この条例の施行日前においても行うことができる。